

入札説明書

この入札説明書は、岩手県医療局が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- （１）購入等件名及び数量 岩手県立軽米病院電子カルテ更新に係る機器 １式
- （２）調達件名の特質等 別紙機器仕様書による
- （３）納入期限 令和 7 年 11 月 28 日（金）
- （４）納入場所 岩手県立軽米病院 九戸郡軽米町大字軽米第 2 地割 54 番 5

2 入札参加資格者

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （２）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（再生計画認可又は更生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- （３）入札の日において、岩手県から、物品の製造の請負又は物品の買入に係る指名停止措置又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていない者であること。

3 入札参加者に求められる事項

- （１）入札参加者は、仕様審査等に必要な書類として、次の書類を令和 7 年 9 月 22 日（月）正午までに 13（３）の場所に 1 部提出しなければならない。なお、郵便等による提出も認めるが期日必着とする。

ア 仕様書

- ①当該購入物品仕様書の内容が網羅されていること。
- ②当該購入物品の製造メーカー及び規格等が明示されていること。
- ③当該購入物品のカタログ又は写真を添付すること。

イ 定価見積書

当該物品の定価（調達物品及び運搬搬入費等を含み内訳を明記のこと。）について、消費税及び地方消費税額を除いた金額で見積ること。なお、メーカー希望小売価格が存在しない場合は、その旨を記載するとともに実売価格を記載すること。

定価見積書の提出にあたっては、次の事項を記載すること。

- ①提出年月日
- ②入札参加者の住所及び氏名、印（法人の場合は、商号又は名称、代表者の氏名及び印）、電話番号、担当者名（問い合わせ先）
- ③調達件名
- ④数量
- ⑤仕様（当該購入物品の製造メーカー及び規格等が明示されていること。）
- ⑥納入期限

⑦納入場所

(2) (1) の書類提出にあたっては、次の事項を記載した「送付書」をそえるものとする。

ア 提出年月日

イ 入札参加者の住所及び氏名、印（法人の場合は商号又は名称、代表者の氏名及び印）、電話及びメールアドレス、担当者名（問い合わせ先）

ウ 調達件名

エ 提出する書類の名称

(3) 仕様書を提出した者は、入札日の前日までの間において当該仕様書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 仕様書等は、岩手県医療局において審査するものとし、基本仕様及び特質等が満たし、かつ、迅速な保守整備の体制が整備され、使用目的に耐え得ると判断した当該仕様書に係る入札書のみ、落札対象とする。

なお、仕様書の補足、補正等は認めるが、令和7年9月24日（水）正午までとする。

また、審査結果は、令和7年9月25日（木）までにメールにより通知する。

4 入札の方法等

(1) 1 (1) について総価で入札に付す。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。

(2) 入札書は、5 (1) の日時に 5 (2) の場所に持参すること。

(3) 入札書を郵便（書留郵便に限る）により提出する場合は、令和7年9月26日（金）17時までに 13 (3) の場所に必着のこと。また、封書は二重封書とし、入札書を中封筒に密封のうえ、当該中封筒及び外封筒の表面に次の事項を記載すること。

ア 氏名（法人にあつては商号又は名称）

イ 「9月29日入札（調達する物品名）の入札書在中」

なお、電報、伝送その他の方法による入札は認めない。

(4) 入札書の金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者の印を押印しなければならない。また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(5) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

5 入札、開札の日時及び場所

(1) 日時

令和7年9月29日（月） 午後4時

(2) 場所

盛岡地区合同庁舎5階医療局会議室

6 入札保証金

入札金額の 100 分の 110（契約希望金額）の 100 分の 3 以上の額とする。ただし、一般競争入札に参加しよ

うとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者（自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者）が提出した入札書
- (2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書
- (3) 指定の日時まで指定の場所に到達しなかった入札書
- (4) 記名押印のない入札書
- (5) 入札金額を訂正した入札書
- (6) 誤字脱字により必要事項が確認できない入札書
- (7) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- (8) 同一入札参加者又は代理人が 2 つ以上提出した入札書
- (9) 代理人が委任状を提出しないで提出した入札書
- (10) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

8 入札書に関する事項

入札書は、岩手県医療局が示す書式により次のことを表示すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）
- (3) あて名は、「岩手県医療局長」とすること。
- (4) 入札金額
- (5) 件名
- (6) 数量
- (7) 納入期限

9 落札者の決定方法

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、医療局財務規程（昭和 51 年岩手県医療局管理規程第 6 号）第 190 条の規定により決定された予定価格の制限内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2) の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

10 開札に立ち会う者に関する事項

開札は、入札参加者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人の立ち会いがいない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

11 再度入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいないときは、直ちに再度入札を行うものとする。
- (2) 初度の入札において無効の入札をした者は、再度入札に参加することができない。

12 契約に関する事項

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 3 以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、以下の場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - ア 落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を契約し、当該保険証券を提出したとき
 - イ 落札者が過去 2 年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模が同程度以上の契約を複数回締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき
 - ウ 官公署、政府出資法人又は県出資法人と契約を締結するとき
- (2) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (3) 契約条項は、別添契約書案のとおりとする。
- (4) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

13 その他

- (1) 納入期限は、当該契約物品を持ち込み、検査に合格し、引渡を完了するまでの期限とする。
- (2) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、全て入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
岩手県医療局医事企画課 システム担当
〒020-0023 岩手県盛岡市内丸 11 番 1 号 盛岡地区合同庁舎 7 階
TEL 019-629-6357
- (4) 仕様書に関する照会先
(3) に同じ